



健康経営支援制度の創設について

亀山市は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する健康経営の普及促進を図るため、来月「健康経営支援制度」を創設し、市内事業者による健康経営の実践を支援します。

本市は本年2月、亀山商工会議所、全国健康保険協会（協会けんぽ）三重支部と市内の事業所で働く従業員の健康増進に向けた連携協定を締結し、亀山市内の健康経営の普及促進の取組を一体的に推進しているところです。

健康経営の認識を広めるため、国では健康経営優良法人認定制度など優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」することで、働く世代への健康づくりの支援が進む中、本市においても、三重県が取り組む「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」認定制度を通じ、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小につなげるため、今般、健康経営に取り組む市内事業者に対する支援制度を創設しました。

本制度の支援対象は、市内に所在する従業員50人以下かつ協会けんぽ三重支部へ健康事業所宣言を行っている事業者で、従業員の健康増進に向け、健康マイレージアプリや本制度の支援メニューなど取り組みやすい環境を提供し、各事業者の健康経営の実践を支援してまいります。

来月29日には、亀山商工会議所、全国健康保険協会（協会けんぽ）三重支部との三者の共催による事業者向けの健康経営セミナーを、亀山商工会議所において開催する予定です。また、6月からは、当該セミナーを起点として、各種健（検）診の受診勧奨、ヘルスリテラシー向上のための研修等の開催をはじめとした様々な支援を展開してまいります。

本制度を多くの事業所にご活用いただき、従業員の皆様の健康維持・増進に向けた健康経営の実践につなげていただきたいと思います。

詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。